

施設感染症対策チェックリスト  
(根拠と意図)

R5.4.28

項目	内容	通知等	該当文抜粋
1	(1)	①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条-2	<p>①一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね<b>三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</b></p> <p>②一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね<b>三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</b></p> <p>③1) 感染対策委員会の設置 施設内の感染症(食中毒を含む)の発生や発生時の感染拡大を防止するために、<b>感染対策委員会を設置する必要があります。</b>感染対策委員会は、運営委員会等の施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要です。ただし、事故防止検討委員会は、関係職種や取り扱い事項が類似しているため、感染対策委員会と一体的に設置・運営することは差し支えありません。3) 開催頻度 基本的には定期的な開催に加えて、感染症が発生しやすい時期や感染症の疑いのある場合は、必要に応じて随時開催することが必要です。5) 決定事項等の周知 <b>委員会での議論の結果や決定事項等は、確実に関係者に周知徹底を図る必要があります。各部門の代表である委員会構成メンバーにより、職制を通じて伝達するほか、緊急性がある場合には、直ちに全職員に伝える必要も発生します。そのため、緊急度や目的に合わせて複数の周知方法を作成しておくことが望ましいです。</b></p> <p>④③と同じ内容</p> <p>⑤施設内感染対策委員会は、施設内感染対策を立案し、各部署での実施を指導・監督し、実施状況の評価を行う。</p> <p>⑥介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底を行うこと。</p>
	(2)	②介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第29条-2	
	(3)	③高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P10～13 ④介護現場における感染対策の手引き第2版P56～59 ⑤インフルエンザ施設内感染予防の手引きH25年11月改訂P5 ⑥社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)P2	
2	(1)	①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条-2	<p>①二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>②二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③(3)マニュアルの実践と遵守 <b>職員全員がマニュアルの内容を確実に理解すること。</b>業務を委託している場合は、委託先の従業員にも内容を周知すること。そのためには、職員(委託先の従業員も含む)を対象とした定期的講習会や研修を開催すること等により、<b>周知徹底すること。</b>関係各所の職員全員に提示されていること。日常業務の際、必要な時に参照できるように、いつも手に取りやすい場所に置くこと。記載内容は、読みやすく、わかりやすく工夫し、現場で使いやすくすること。実践をイメージした訓練の実施や会議等を通して、記載内容が現実に実践できることであることを確認する。</p> <p>(4)マニュアルの見直しの必要性 遵守されにくい箇所については、施設や入所者の実態にあつては、<b>実行可能な内容</b>となっているか等を確認する。実施状況に照らし合わせて、<b>実態にあわないところは改定</b>する。いつでも、誰でも内容の見直しを提案できる仕組みをつくる。</p> <p>④③と同じ内容</p>
	(2)	②介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第29条-2	
	(3)	③高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P14～17	
	(4)	④介護現場における感染対策の手引き第2版P46～48	
	(5)		
3	(1)	<p>①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条-2、第24条の2</p> <p>②介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第29条-2</p> <p>③高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P19～21</p> <p>④介護現場における感染対策の手引き第2版P49～50</p>	<p>①三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための<b>研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施</b>すること。</p> <p>指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、<b>必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</b></p> <p>②三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>③(2)研修を行う時期 職員研修を組織的に浸透させていくためには、<b>指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な研修を実施</b>します。また、新規採用者に対しては、採用後のできるだけ早い時期に感染対策の研修を必ず実施します。定期的な研修に加え、感染症が流行する時期や感染対策委員会の開催時期等を勧告して、必要に応じて随時開催することも望まれます。これらの研修は、一度受講すればよいというものではありません。また、各職員も、これらの研修を一度だけでなく繰り返し受講し、常に最新の知識を習得するとともに、知識の定着を図ります。</p> <p>【効果的な研修のための工夫例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部研修に参加したら、その内容を施設に持ち帰って伝達します。</li> <li>・施設内研修を実施したら、受講者に対するアンケートをしたり、日常のケア場面での実施状況を確認したりすることにより、研修の成果を把握し、次の研修計画に役立てます。</li> <li>・感染症の流行時期には、実際の発症を想定したシミュレーションを行い、研修内容の定着をはかります。</li> </ul> <p>④③と同じ内容</p>
	(2)		
	(3)		
	(4)		
	(5)		
	(6)		
	(7)		
	(8)		

施設感染症対策チェックリスト  
(根拠と意図)

R5.4.28

項目	内容	通知等	該当文抜粋
4	(1)	①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条-2	<p>①三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための<b>訓練を定期的に実施</b>すること。</p> <p>②三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための<b>訓練を定期的に実施</b>すること。</p> <p>③平常時から、感染症発生時の関係者の連絡網を整備するとともに、関係者が参加して発生を想定した訓練を行い、一連の手順を確認しておきます。例えば、介護職員による異常の発見から看護職員、医師への報告、施設長への報告、さらに施設長から行政への報告、保健所への連絡等の「報告・連絡系統」を確認するとともに、施設長や医師、保健所等の指示に基づく現場での対応方法についても、現場で訓練を行いながら確認することも必要です。</p> <p>④事態が発生した場合に、速やかに情報共有や対応ができるよう、事前に体制を整えておくとともに、日頃から訓練をしておく必要があります。</p>
	(2)	②介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第29条-2	
	(3)	③高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P16 ④高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P68	
5	(1)	①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第24条2 ②介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第26条2	<p>①指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、<b>業務継続計画について周知</b>するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>指定介護老人福祉施設は、<b>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う</b>ものとする。</p> <p>②介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>介護老人保健施設は、<b>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う</b>ものとする。</p>
	(2)	・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P15	・全体の大きな流れを把握できる「全体フロー」と、個別場面での細な「対応手順」等、階層的に作成するとわかりやすくなります。
	(3)	・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P14～17	・職員全員がマニュアルの内容を確実に理解すること。業務を委託している場合は、委託先の従業員にも内容を周知すること。関係各所の職員全員に提示されていること。日常業務の際、必要な時に参照できるように、いつも手に取りやすい場所に置くこと。平常時から、感染症発生時の関係者の <b>連絡網を整備</b> するとともに、関係者が参加して発生を想定した訓練を行い、一連の手順を確認しておきます。
	(4)	①社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告についての1、2 ②社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)P6～7	<p>①社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、<b>速やかに施設長に報告する体制を整える</b>とともに、<b>施設長は必要な指示を行う</b>こと。<b>社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならない</b>こと。また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症状の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。</p> <p>②利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、<b>速やかに施設長等への報告を行い</b>、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者(障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。)への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。</p>
	(5)	・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P14～17	①職員全員がマニュアルの内容を確実に理解すること。業務を委託している場合は、委託先の従業員にも内容を周知すること。関係各所の職員全員に提示されていること。日常業務の際、必要な時に参照できるように、いつも手に取りやすい場所に置くこと。平常時から、感染症発生時の関係者の連絡網を整備するとともに、関係者が参加して発生を想定した訓練を行い、一連の手順を確認しておきます。
(6)	・介護現場における感染対策の手引き第2版P46～48		

施設感染症対策チェックリスト  
(根拠と意図)

R5.4.28

項目	内容	通知等	該当文抜粋
5	(7)	①社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)P6~7	①利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、 <b>指定権者</b> (障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。)への <b>報告を行う</b> こと。また、 <b>当該利用者の家族等に報告を行う</b> こと。 ②状況に応じて次のような <b>関係機関</b> (医師(嘱託医)、協力医療機関の医師、保健所、地域の中核病院のインフェクションコントロールドクター、感染管理認定看護師)に <b>報告し、対応を相談し、指示を仰ぐ等、緊密に連携</b> をとります。日頃から、保健所や協力医療機関、都道府県担当局等と連携体制を構築しておくことが重要です。そのほか、次のような情報提供(職員への周知、 <b>家族への情報提供</b> )も重要です。
	(8)	②高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂P49	
	(9)	①介護現場における感染対策の手引き第2版P70 ②福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル(FAQ)P20	①医師等の指示により、必要に応じて、施設系のサービスでは感染した利用者の個室隔離等を行います。 ②感染者(疑いも含む)が立ち入る場所又は使用した物が置いてある場所(汚染エリア)からウイルスを持ち出さないように区別します。言い換えると、個人用の感染防護具を着て作業する場所(汚染エリア)とそれ以外の場所(非汚染エリア)を明確に区別します。
6	(1)	①介護現場における感染対策の手引き第2版P34 ②高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P32	① <b>高齢者や基礎疾患のある方は感染に対する抵抗力が弱いことから、早期発見と早期対応が大切</b> です。特に、感染症等が流行している時期には、症状の兆候が見られた場合、早期に医師に診察してもらうことが重要です。 ② <b>入所時点での健康状態を確認</b> することが必要です。
	(2)	①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第18条 ②高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P33~36	①指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、 <b>常に入所者の健康の状況に注意</b> し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 ②異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入所者の健康状態を、常に注意深く観察することが必要です。日常的なトイレ誘導やおむつ交換、入浴介助等のケアの際に、身体の様子等から判断できる場合もあります。入所者の健康状態を観察・把握し、以下のような症状【意識レベルの低下、頻脈(または徐脈)、呼吸数の上昇、発熱(体温)、嘔吐(吐き気)、下痢、腹痛、咳、喀痰の増加、咽頭痛、鼻水、皮膚の発疹、発赤、腫脹、熱感、摂食不良、頭痛、顔色・唇の色が悪い】が認められた場合は、直ちに看護職員か医師に報告し、症状等を記録します。
	(3)	・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P33~34	・日常的に発生しうる割合を超えて、上記のような症状【意識レベルの低下、頻脈(または徐脈)、呼吸数の上昇、発熱(体温)、嘔吐(吐き気)、下痢、腹痛、咳、喀痰の増加、咽頭痛、鼻水、皮膚の発疹、発赤、腫脹、熱感、摂食不良、頭痛、顔色・唇の色が悪い】が発生した場合には、 <b>集団感染の疑いも考慮に入れ、速やかに対応</b> します。
7	(1)	①高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P40 ②福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル(FAQ)P20	①共用タオルの使用は絶対に避けます。手洗い場の各所にペーパータオルを備え付けます。 ②ペーパータオルを設置する場合は、最後まで水跳ねなどによる汚染を受けない管理方法を検討しましょう。 <b>平置きでなく取り出し口が横向き、または下向き</b> になるように設置位置や配置場所の検討をしてください。
8	(1)	・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)P3	・面会者に対して、体温を測定してもらい、発熱がみとめられる場合には、面会を断ること。面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
9	(1)	・福祉施設が知りたい感染対策の相談と提案P18~19	・換気をすることで密閉空間となることを避け飛沫感染のリスクを下げる。時間ごとの換気をする場合の <b>目安は30分に1回以上5分程度</b> 窓を全開にする。暖房や冷房効率が低下する場合は細く窓を開けて換気する。部屋の対角線上にある <b>2か所の窓</b> を開ける。窓が1か所の場合はドアを開ける。
	(2)	・福祉施設が知りたい感染対策の相談と提案P15	・環境消毒は2つのポイントに分けて実践しましょう。1つ目は、汚染箇所の消毒です(例えば手すりを舐めた、咳をするとき口を覆った手でテーブルを触ったなど)。その都度スポット消毒しましょう。2つ目は高頻度接触表面の消毒です。 <b>ドアノブやスイッチなどは通所の場合は、利用前あるいは後など利用ごとに実施</b> しましょう。 <b>入所の場合は、1日1回は実施</b> しましょう。
	(3)	・介護現場における感染対策の手引き第2版P51	・介護施設・事業所内の環境を清潔に保つことが重要です。消毒薬による消毒も大事ですが、目に見える埃や汚れを除去し、居心地の良い、住みやすい環境づくりを優先します。

施設感染症対策チェックリスト  
(根拠と意図)

R5.4.28

項目	内容	通知等	該当文抜粋	
10	(1)	①高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P22, 37～39	<p>①②④介護・看護ケアで感染を予防するためには、「1ケア1手洗い」の徹底が必要です。介護職員の手指を介した感染は、感染経路として最も気を付けるべき点です。手指が汚染された場合は、手指消毒や液体石けんによる流水手洗いを適切に実施することにより、感染を防止することができます。</p> <p>③入所者・利用者によるアルコール手指消毒剤の誤飲予防が必要であれば、職員がポシェットやウェストポーチで携帯することを推奨する。</p> <p>②使い捨てのペーパータオルを使用する(共有の布タオルは使用しない)</p> <p>①ペーパータオルを清潔(水滴等により汚染しないよう)に取り扱うために壁に取り付ける、等の工夫も重要です。</p> <p>⑤手を洗いきれいな手指になっても、汚染されたペーパータオルを使用することで手指を汚染してしまつては台無しです。ペーパータオルを設置する場合は、最後まで水跳ねなどによる汚染を受けない管理方法を検討しましょう。平置きでなく、取り出し口が横向きまたは下向きになるように設置位置や設置場所の検討をしてください。平置きの場合、手洗い後に水滴のついた手でペーパータオルを取ることで、残りのペーパータオルが汚染を受けてしまいます。</p>	
	(2)	②介護現場における感染対策の手引き第2版P29～31		
	(3)	③FICT得られた課題と対応策施設編ー2 ④社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)P9 ⑤福祉施設が知りたい感染対策の相談と提案P20		
	(4)	-		
	(5)	・福祉施設が知りたい感染対策の相談と提案P3		・手指消毒液は消毒剤の濃度を保つために <b>使用開始から期限を決めて使い切りましょう。継ぎ足しをすると使用期限の管理が困難になるため避けましょう。</b>
	(6)	・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条-2、第24条の2		三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
11	(1)	①介護現場における感染対策の手引き第2版P115	<p>①日頃からの介護職員や介護施設・事業所の感染症対応力を向上させる取組(物品の確保)</p> <p>・在庫量、使用量、必要量を整理</p> <p>・不足に備えた在庫量の管理</p> <p>・不足した場合には必要量を速やかに都道府県等に要望できるような体制を整備</p> <p>②平時対応:個人防護具、消毒剤等の在庫量・保管場所の確認を行う。感染が疑われる者への対応等により<b>使用量が増加した場合に備え、普段から数日分は備蓄しておくことが望ましい。</b></p>	
	(2)	②介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(厚労省老健局)P10		
	(3)			
	(4)			
12	(1)	①介護現場における感染対策の手引き第2版P61	<p>①②事業者は<b>常勤職員に対し、定期の健康診断を行う義務があります</b>(労働安全衛生法第66条第1項)。非常勤職員や派遣職員を含めた全ての職員に、定期的な健康診断を受診するよう強く勧奨します。また、<b>職員は、健康診断を受ける義務があります</b>(労働安全衛生法第66条第5項)。健康診断を受けない場合、職員は事業者から処分される場合もあります。ボランティア等、施設内の事業に関わる人には、市町村が実施する健康診断を受けてもらう方法もあります。 健康診断を受診することは、職員自身の健康管理の面だけでなく、利用者の安全面からも必要なことです。研修等を通して、職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払うよう啓発をする必要があります(労働安全衛生法第4条)。</p>	
	(2)	②高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P30～31		
	(3)	①介護現場における感染対策の手引き第2版P60	<p>①②介護職員は、自分自身が介護施設・事業所に病原体を持ち込む可能性があることを認識する必要があります。特に、<b>介護職員や看護職員等は、日々の業務において、利用者と密接に接触する機会が多く、利用者間の病原体の媒介者となるおそれが高いことから、健康管理が重要となります。</b></p> <p>また、職員の家族等が感染症に感染している場合は、職員自身も自己の健康に気を配り、早めに管理者(責任者)や感染対策担当者等に相談するようにします。</p> <p>③<b>職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。</b></p>	
	(4)	②高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版P30～31		
	(5)	③社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)(一部改正)P5		
	(6)			

# 施設感染症対策チェックリスト (根拠と意図)

R5.4.28

項目	内容	通知等	該当文抜粋
12	(7)	①介護現場における感染対策の手引き第2版 P60 ②社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)(一部改正) P2	①職員自身も日頃の体調と変化がある場合は、無理をして出勤せず、また、 <b>管理者や周りの職員も休暇が取りやすい環境を整えることが必要</b> です。 ②管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、 <b>職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること</b> 。
	(8)	①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第24条の2 ②介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第26条の2	①指定介護老人福祉施設は、 <b>感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)</b> を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ②介護老人福祉施設は、 <b>感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)</b> を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
	(9)	①社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正) P2	①管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、 <b>職員が職場で対象不良を申しやすい環境づくりに努めること</b> 。
13	(1)	・インフルエンザ施設内感染予防の手引きH25年11月改訂P10～11	施設内感染伝播が発生している場合には、適切なリスク評価のもと、 <b>早期の抗ウイルス薬予防投薬なども考慮される</b> 。
	(2)	・インフルエンザ施設内感染予防の手引きH25年11月改訂P8	利用者に対して、予防接種の意義、有効性、副反応の可能性等を十分に説明して同意を得た上で、 <b>積極的に予防接種の機会を提供するとともに、接種を希望する者には円滑に接種がなされる様に配慮することが重要</b> である。
14	(1)	・県新型コロナウイルス感染者発生施設事業継続支援要綱	第9条:感染者発生施設において職員が不足する場合、感染者発生施設を運営している法人(以下「運営法人」)は、他に運営している施設又は事業所の職員を配置換えするなどの措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。
	(2)		第9条-2:感染者発生施設の運営法人は、前項の措置を講じてもお職員が不足するときは、「クラスター発生時情報確認シート」及び「感染対策状況確認シート」により、県に順次状況を報告することとし、「職員派遣依頼書」により、 <b>県に応援職員の派遣を依頼することができる</b> 。

## 【通知等の詳細】

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日制定厚生省令第39号、令和3年1月25日改正)
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日制定厚生省令第40号、令和3年1月25日改正)
- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(平成31年3月、厚生労働省)
- ・介護現場における感染対策の手引き第2版(令和3年3月、厚生労働省老健局)
- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成25年11月改訂、厚生労働省健康局)
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)(令和2年10月15日、厚生労働省)
- ・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日、厚生労働省)
- ・介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(令和2年12月、厚生労働省老健局)
- ・福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル(FAQ)第1版(令和2年10月、静岡県福祉指導課)
- ・福祉施設が知りたい感染対策の相談と提案(相談事例集)(令和4年3月、静岡県福祉指導課)
- ・県新型コロナウイルス感染症発生施設事業継続支援要綱(令和3年4月1日改正、静岡県福祉指導課)